

令和 7・8 年度宇美町総合福祉計画策定支援業務委託仕様書

1. 事業の目的

令和 3 年 3 月に策定された第 2 次宇美町総合福祉計画（期間令和 3 年 4 月から令和 9 年 3 月）の見直しを行い、住民福祉の向上と発展を図ることを目的とする。

なお、下記の各計画により構成するものとする。

計画名称	期	計画期間	
地域福祉計画	第 3 期	令和 9～令和 14 年度	6 年間
地域福祉活動計画	第 3 期	令和 9～令和 14 年度	6 年間
高齢者福祉計画（認知症施策含む）	第 11 期	令和 9～令和 11 年度	3 年間
障がい者基本計画	第 4 期	令和 9～令和 14 年度	6 年間
障がい福祉計画	第 8 期	令和 9～令和 11 年度	3 年間
障がい児福祉計画	第 4 期	令和 9～令和 11 年度	3 年間
再犯防止推進計画	第 2 期	令和 9～令和 14 年度	6 年間
成年後見制度利用促進基本計画	第 2 期	令和 9～令和 14 年度	6 年間
自殺対策計画	第 3 期	令和 9～令和 14 年度	6 年間

2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 仕様

(1) 地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉に関するアンケート調査及び報告書作成（令和 7 年度実施）

①調査票作成

- ・調査票作成 調査内容の提案及び作成
- ・調査票印刷 A4 判、1 色刷
- ・サンプル数 各 1,500 部（郵便配送回収及び電子申請）

②調査準備及び実施

- ・封筒印刷（発送用 角 2、回収用 長 3 クラフト紙 1 色刷り）
- ・封入封緘及びラベル貼付

- ・ 発送費及び返送費（料金後納受取人払郵便）
- ③データ入力、集計分析及び報告書作成
 - ・ 回収票点検整理及びデータ入力作業
 - ・ 集計分析及び調査分析書作成（コメント含む）（データ一式）
- ④会議支援
 - ・ 計画策定委員会の会議資料及び議事録作成
 - ・ オブザーバー出席 2 回程度
- ⑤その他
 - ・ 報告書の印刷は町で行う。報告書原稿データ一式を成果物とする。

(2) 認知症施策に関する事業所ヒアリング（令和 7 年度実施）

- ①事業所訪問ヒアリング
 - ・ 各事業所を 2 回訪問し、認知症の人や家族等から意見の聞き取り
 - ・ 認知症の人に負担にならない内容で 1 人につき 30 分程度

事業所種別	施設数	対象者数	訪問回数
通所介護	11	5 名以上	2 回
地域密着型通所介護	5	5 名以上	2 回
グループホーム	2	5 名以上	2 回
認知症カフェ	1	3 名以上	3 回

※訪問 1 回につき、対象者数未満の場合は、全員。

- ②データ入力、集計分析及び報告書作成
- ③その他
 - ・ 報告書の印刷は町で行う。報告書原稿データ一式を成果物とする。

(3) 総合福祉計画策定（令和 8 年度実施）

- ①現状分析
 - ・ 基本統計データ収集及び整理分析
 - ・ 関連計画等実施状況整理
 - ・ 関連法制度並びに先行事例等情報収集及び整理
 - ・ 既存計画の評価・検証
- ②計画骨子・原案作成
 - ・ 課題抽出及び計画骨子案の作成
 - ・ 計画原案の作成
- ③会議支援
 - ・ 計画策定委員会の会議資料及び議事録作成
 - ・ オブザーバー出席 6 回程度

④その他

- ・パブリックコメントは町で行う。必要に応じて助言等の支援を行うこと。
- ・計画書の印刷は町で行う。計画書原稿データ一式を成果物とする。

4. 委託業務の内容

(1) 企画等

- ・事業者は、内容やページ割等総合福祉計画全体についての企画等の提案を行うものとする。
- ・町の担当者と事業者は、事業者が提案した内容について協議を行い、総合福祉計画の内容等を決定する。

(2) ヒアリング

- ・事業者は、必要に応じて、役場関係課へのヒアリングを行うものとする。

(3) 編集

- ・事業者は、町の指示に基づき、調査報告及び策定業務に係る編集作業を行い、原稿の入力・修正、イラストの挿入及び作成等を行うものとする。

(4) 校正

- ・校正は、文字、アミ、色等、紙面又はデータ上で朱書きで行うものとする。
- ・文字校正は、3回以上行うものとする。

5. 著作権

- ・本仕様書に係る全著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、全て町に帰属する。
- ・使用するイラスト等についての著作権等に関する責任は、事業者が負わなければならない。